

令和4年度

鴻巣市地域密着型サービス事業者公募要領

令和4年4月18日

鴻巣市健康福祉部介護保険課

事業者担当

## 令和4年度 鴻巣市地域密着型サービス事業者公募要領

### 1 鴻巣市の現状

令和4年4月1日現在、本市においては、看護小規模多機能型居宅介護は未整備となっています。

退院直後の方のスムーズな在宅生活への移行や、医療依存度の高い方や終末期の方であっても必要な医療、介護を受けながら住み慣れた地域で在宅生活を継続することができる体制を構築するため看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定しています。

### 2 公募の趣旨

地域密着型サービスについては、サービスの質の確保や圏域ごとの適正な整備を図る必要があります。そこで公平性・透明性・客観性を担保した手続きの下、事業者を選定するため、指定候補事業者を公募します。多くの事業者を募ることから、圏域を全圏域とします。

### 3 公募する地域密着型サービスの種類

サービスの種類	整備圏域	整備予定数
看護小規模多機能型居宅介護	全圏域（※1）	1事業所（定員29人以内）

※1 日常生活圏域の区域については、別紙1のとおりです。

### 4 公募要件

- (1) 指定地域密着型サービス事業者の指定（以下「指定」という。）申請時において、事業者が法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。
- (2) 施設整備資金の確保及び事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (3) 事業者及び代表者について、納付すべき国税、地方税及び介護保険料等の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定取消しを受けたことがないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 関係者等が鴻巣市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員でないこと。
- (7) 介護保険関係法令等の基準の他、整備予定地（建物）が都市計画法及び建築基準法等関係法令の基準を満たすこと。
- (8) 原則、令和6年4月1日に事業開始が見込まれること。なお、事業開始が令和6年4月1日より早まることも可とする。
- (9) 補助金（項目1.1参照）を利用する場合は、令和5年度中に工事の着工及び完了が条件となります。

## 5 公募の日程

内 容	期 間 等
公募要領等配布 (窓口、ホームページ)	令和4年4月18日(月)～令和4年7月29日(金)
応募受付	令和4年7月8日(金)～令和4年7月29日(金)
プレゼンテーション	令和4年9月中旬～下旬
選定委員会審査等	令和4年9月下旬～11月上旬
鴻巣市介護保険運営協議会での承認	令和4年11月16日(水)
指定候補事業者決定	令和4年11月(予定)

## 6 公募要領等の配布

- (1) 配布場所 鴻巣市役所介護保険課または吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ  
※市ホームページ (<http://www.city.kounosu.saitama.jp/>) からダウンロードできます。
- (2) 配布期間 「5 公募の日程」のとおり。  
※土・日曜日及び祝日を除く
- (3) 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

## 7 公募に関する質問

- (1) 質問方法 質問票をメールにて鴻巣市役所介護保険課へ提出してください。窓口、電話での受付はしません。なお、提出後、電話にて質問をした旨の連絡をお願いします。  
※ 様式は自由です。
- (2) 受付期間 令和4年7月1日(金)まで
- (3) 回答方法 随時メールで回答します。全体に係る質問内容と判断した場合は、7月8日(金)までにホームページ上に公開します。

## 8 応募方法

- (1) 提出場所 鴻巣市役所介護保険課 ※郵送、FAX及びメールでの受付は行いません。
- (2) 受付期間 「5 公募の日程」のとおり。ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分までの間に日時を予約して来庁してください。
- (4) 提出部数 原本1部、副本10部(コピー可)、電子データ(CD-ROM又はDVD)

## 9 応募に必要な書類等

### (1) 公募申請書及び提出書類

No.	項目	備考	様式
1	鴻巣市地域密着型サービス事業者 公募申込書		様式1
2	提出書類一覧表		様式2

3	地域密着型サービス事業開設計画書		様式3
4	定款又は寄付行為	・最新のもの（写） ・目的に介護保険サービス事業についての記載があるもの	
5	法人登記簿謄本	申込前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）	
6	法人の概要・沿革		様式4
7	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書		様式5
8	役員名簿		様式6
9	代表者経歴書	・職務に関連する資格を有する場合は、資格を証明する書面（写）を添付 ・研修受講状況	様式7
10	管理者（予定者）経歴書		
11	滞納が無い旨の申出書	滞納がない旨の申出	様式8
12	決算書等	直近（3ヶ年）の決算書類	自由
13	地域密着型サービス事業運営計画		様式9
14	事業所概要書		様式10
15	事業予定の土地、建物に関する所有関係が確認できる書類	土地・建物登記簿謄本写し 地権者との権利譲渡に関する確約書 もしくは覚書の写し等	自由
16	事業スケジュール	開設までの日程表 ・施設整備関係 ・事業者指定関係	自由
17	計画図面等	平面図、立面図 室別面積を記載すること 改修・改築の場合は現在の図面も添付すること	自由
18	事業予定地の周辺図	整備予定地周辺の様子がわかるもの	自由
19	現況写真	整備予定地が確認できる写真 撮影日を記入すること	自由
20	事業所整備に係る資金計画書	事業所整備資金の調達方法（借り入れ、寄付等内訳） 補助金を見込まず作成	様式11
21	収支見込書		様式12
22	地域密着型サービス事業の人材確保・育成計画	人材の有効活用 外国人の人材活用 職員の採用方法	様式13

		従事職員の資格、実務経験 キャリアパス 雇用形態（常勤職員、その他職員） 研修体制（採用時、従事後） 健康管理（健康診断等） 配置人員（職種等）	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------	--

※ 必要に応じ、書類の補正や追加書類の提出を依頼することがあります。

## （２）提出書類の体裁

- ①全体の目次をつけ、項目順に並べる。
- ②項目ごとに白紙の仕切り紙をはさむ。
- ③仕切り紙ごとに項目番号を付したインデックスをつける。
- ④用紙は原則A4版で作成し、図面等でA4版サイズを超える場合は折りたたむ。
- ⑤全体をバインダー等で綴る。

## （３）応募の無効

応募した法人等が次のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選定の対象から除外します。

- ①受付期間内に市で定める応募書類のすべてが揃わなかった場合
- ②応募書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ③応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

## 10 応募に関する留意事項

- （１）土地の確保が確実でない場合は、見込みの状態を選定の対象となります。
- （２）介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守してください。
- （３）提出書類については返却しません。
- （４）他の応募事業者の計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
- （５）応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- （６）提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- （７）提出された書類は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。ただし、鴻巣市情報公開条例の定めにより不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。
- （８）本公募に係る整備計画における用地（建物）地権者との確約書等に基づき生じた損害賠償請求については、応募事業者の責任に帰す事項であり、本市ではその責任を負いません。
- （９）応募を取下げの場合は、鴻巣市介護保険課に速やかに応募取下げ書（様式14）を提出してください。

## 11 施設整備費及び施設開設準備経費等に対する補助金

「鴻巣市公的介護施設整備費補助金」の対象となる予定ですが、県補助金を財源とした補助金のため、県との協議等により交付されない場合もあります。なお、市独自の補助金はありません

のでご了承ください。

補助金利用希望の場合でも資金計画は当該補助がないものとして作成してください。  
令和5年度内での工事の着工及び完了が条件です。

## 1.2 指定候補事業者の選定

### (1) 書類審査・プレゼンテーション

事業者の選定に際し、書類審査とプレゼンテーション（30分程度の事業概要説明）による審査を行います。

選定の基準は、下記の「選定基準の着眼点」に照らして評価を行い、鴻巣市指定候補事業者選定委員会での審査等を経て、鴻巣市介護保険運営協議会での承認後、市長が指定候補事業者を決定します。

なお、決定に際しては一定の条件を付与することがあります。

#### ◎選定基準の着眼点

	評価項目	評価内容
1	法人等の理念・姿勢	地域密着型サービス事業の基本理念・実施方針
2	事業計画の安定性	資金計画、整備計画等の状況
3	経営基盤の安定性・継続性	法人等の財政状況等
4	運営実績・経験	事業を運営するに足る実績・経験があるか 他市町村における公募サービスなど介護サービス事業運営の実績
5	事業予定地の状況	土地の有効活用 事業予定地の選定理由 立地状況（敷地面積、周辺環境等） 用地確保の確実性 整備予定圏域での介護サービス提供状況との関係
6	施設、設備の状況	施設の有効活用 施設の面積・構造について 設置基準との適合について 施設整備の確実性 消防設備の状況、防火安全対策、非常災害対策 車椅子トイレ、機械浴室などの重度者への対応設備 職員の待遇への配慮した設備（福利厚生施設） 個人情報保護に係る設備
7	人員配置	人材の有効活用 代表者・管理者の経歴について 人員基準との適合について 研修終了の有無、研修予定

8	職員の育成	人材確保、離職防止に対する取り組み、雇用形態、研修体制、スキルアップ計画、職員の情報共有、健康管理について
9	サービスの内容等	サービスの質の向上に対する考え方 身体拘束やプライバシーへの考え方 利用者の状態、意向に配慮したサービス計画作成の考え方 利用者の費用負担についての考え方
10	事故防止・安全対策、感染症対策、衛生管理等	事故防止・安全対策について 感染症対策 施設における衛生管理体制について 非常災害時の体制・対応について 苦情処理のための体制について（苦情処理規定） 虐待防止への対策について 個人情報の管理方針と方法
11	地域や関係機関との連携について	開設にあたり地域住民の理解を得るための考え方 運営推進会議に対する考え方 医療・福祉機関等との連携について
12	その他	独自の提案等 事業所運営の特色や工夫

## (2) 選定結果

選定結果については、応募のあった各法人等に文書で通知します。また、指定候補事業者となった法人等についてのみホームページ上で法人名等を公開します。

なお、審査の結果、指定候補事業者無しとすることがあります。

また、その場合、再公募することがあります。

### 1.3 指定候補事業者選定後について

(1) 公募選定後の辞退は原則認めません。

(2) 公募選定後の計画変更は原則として認められません。開発許可が得られない場合等、今回の応募内容に大きな変更が生じた場合は、選定を取り消します。

(3) 事業所は地域の中で運営されるものであり、その立地にあたっては地域の理解と協力を十分に得る必要があります。したがって、指定候補事業者として選定された後には、開設予定地の地元自治会、近隣の住民、隣接する土地の所有者等に事業所の開設についての説明を行い、理解が得られるよう努めてください。なお、説明を行う場合には、事業所の開設が決定しているかのような誤解を与えないよう十分注意してください。

### 1.4 事業者の指定について

(1) 選定後の申請手続きは以下となります。

指定は原則として毎月1日付けです。3ヶ月前末日までに申請書類を完成させて提出して

いただく必要があります。(4月1日指定の場合は1月末までに提出)

その後に鴻巣市介護保険運営協議会での承認を経て、正式に指定となります。

なお、詳細については、選定後にお知らせします。

- (2) 選定後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 選定後、令和6年4月1日の事業開始に向けて速やかに施設整備の準備をしてください。
- (4) 公募選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。応募時の計画内容と大きく異なる場合や指定基準に満たない場合は、指定をしないことがあります。

## 15 問い合わせ先

鴻巣市健康福祉部介護保険課事業者担当

TEL 048-541-1321 (内線2679・2683)

FAX 048-541-1328

Mail [kaigo@city.kounosu.saitama.jp](mailto:kaigo@city.kounosu.saitama.jp)



別紙 1

鴻巣市の日常生活圏域の地区

圏 域	地 区
A 圏域	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曾根・赤城・赤城台・新井・上会下・北根・屈巢・境・関新田・広田
B 圏域	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東
C 圏域	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
D 圏域	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形
E 圏域	榎戸・大芦・鎌塚・北新宿・小谷・三町免・下忍・新宿・筑波・荊原・吹上・吹上富士見・吹上本町・袋・前砂・南・明用